

事務連絡  
令和8年3月24日

各〔都道府県〕  
〔市町村〕 衛生主管部（局）御中  
〔特別区〕

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

予防接種法に基づく健康被害救済制度等に関して留意いただきたい事項について

予防接種行政につきましては、日頃から多大なる御協力を賜り心から御礼申し上げます。

予防接種健康被害救済制度は、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく定期の予防接種等を受けた方を対象に、極めて稀ですが不可避免的に生じてしまう予防接種後の健康被害について迅速な救済を行うための制度であり、接種後に健康被害を生じた方については、制度の趣旨を踏まえ、適切に救済がなされる必要があります。

こうした中で、予防接種を受けられた方や医療関係者が、予防接種健康被害救済制度についてより一層の理解を深めるとともに、同制度に基づく申請を希望される方が円滑に手続を行うことができるよう、下記のとおり、留意事項をお示ししますので、よろしくお願いいたします。

なお、本件については、日本医師会に情報提供済みであることを申し添えます。

## 記

### 1. 予防接種健康被害救済制度の周知について

今般、予防接種健康被害救済制度の周知に活用いただけるよう、厚生労働省HPに掲載しているリーフレットの更新に加え、接種を受けられる方等に配布できるよう、封筒に同封できる媒体も新たに作成しています（※）。

救済を受けようとする方が適切に手続を行うことができるよう、住民の方々や医療機関等に対して、引き続き、同制度の周知を図っていただくとともに、周知に当たっては、定期接種等の案内に同封するなど、本資材についても適宜御活用いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(※) 厚生労働省 HP 上の新たなリーフレットへの切り替えは令和 8 年 4 月を予定しています。

現行リーフレットからの主な更新内容は、次のとおりです。

- ・ 1 頁目をポスターとして活用可能な構成への変更
- ・ 2 頁目下部に医療機関においてご留意いただきたい事項を追記

なお、当分の間、旧リーフレットを用いて周知をいただくことは差し支えありません。

(HP 掲載箇所)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine\\_kenkou\\_higaikyuusai.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_kenkou_higaikyuusai.html)



## 2. 請求受付時における副反応疑い報告の確認について

予防接種法に基づく副反応疑い報告制度は、定期又は臨時の予防接種後の副反応が疑われる症状に関する情報を収集・分析することにより、これらの予防接種の適切な実施を図る重要な制度です。

「予防接種法に基づく副反応疑い報告制度について（周知依頼）」（令和 5 年 10 月 27 日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課、厚生労働省医薬局医薬安全対策課事務連絡）でお知らせしているとおり、市町村においては、予防接種健康被害救済制度に基づく請求を受け付けた際には、当該健康被害を受けた方に関する副反応疑い報告がなされているか確認し、報告が確認できない場合は、当該健康被害を診断した医師等に対し、副反応疑い報告制度の趣旨に鑑み、必要に応じて当該報告の提出を促していただくようお願いいたします。

予防接種は、感染症を予防するために重要なものですが、極めてまれではあるものの、健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が起こることがあります。

副反応による健康被害をなくすことはできないことから、**予防接種法において、医療費や年金などの給付が受けられる制度が設けられています。**

※ワクチン接種による健康被害であったかどうかを個別に審査し、ワクチンの接種による健康被害と認められた場合に給付をします。



# 予防接種 健康被害救済制度

予防接種健康被害救済制度の詳しい情報については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

予防接種 救済

検索



詳しくは、予防接種を受けたときに住民票を登録していた市町村にご相談ください。

## 給付の流れ

予防接種を受けたときに住民票を登録していた市町村に、申請書類をご提出いただきます。ご提出いただいた資料をもとに、市町村、厚生労働省が必要書類などの確認をします。その資料に基づいて、予防接種・感染症・法律などの外部の専門家により構成される疾病・障害認定審査会で、ワクチン接種による健康被害であったかどうか因果関係を個別に判断する審査が行われます。

審査の結果を受け、市町村から、支給できるかどうかをお知らせします。



(※) 救済給付の決定に不服がある時は、都道府県知事に対し、審査請求をすることができます。

予防接種の副反応には、ワクチンを接種した後に起こる発熱、接種部位の発赤・腫脹（はれ）などの比較的良好に見られる軽い副反応や、脳炎や神経障害などの極めてまれに起こる健康被害と考えられる副反応があります。

ワクチンを接種した後に起こった症状は、ワクチンの接種が原因ではなく、偶然、ワクチンの接種と同時期にかかった感染症などが原因であることがあります。

## 給付の種類・請求方法・必要書類

健康被害を受けたご本人やそのご家族の方が、予防接種を受けたときに住民票を登録していた市町村に請求を行います。必要となる書類として、予防接種を受ける前後の診療録（カルテ）などがあります。請求内容や状況によって変わりますので、予防接種を受けたときに住民票を登録していた市町村にご相談ください。

(※) 請求に必要な書類の様式は、厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

給付の種類 請求に必要な書類	医療機関で 医療を受けた場合	障害が残ってしまった場合		亡くなられた場合	
	医療費 医療手当	障害児養育年金 (18歳未満)	障害年金 (18歳以上)	死亡一時金 遺族年金 遺族一時金	葬祭料
請求書	●	●	●	●	●
受診証明書	●				
領収書等	●				
診断書		●	●		
死亡診断書、死体検案書等				●	●
埋葬許可証等					●
接種済証、母子健康手帳等	●	●	●	●	●
診療録等	●	●	●	●	●
住民票		●		●	
戸籍謄本等		●		●	●

高齢者のインフルエンザ、肺炎球菌感染症、新型コロナウイルス感染症（ただし令和6年度以降のワクチン接種に限る。）および帯状疱疹に対するワクチン接種の場合には請求期限があります。また、医療費・医療手当については入院相当の場合に限ります。

### 【医療機関においてご留意いただきたい事項】

- ・予防接種健康被害救済制度では、請求を希望される方が、受診証明書等の書類を提出する必要があります。このため、制度の趣旨をご理解いただくとともに、書類作成の相談があった場合は、必要な書類の作成にご協力をお願いいたします。
- ・予防接種後に生じた症状や疾病が副反応疑い報告の基準に該当する場合は、医療機関から（独）医薬品医療機器総合機構への報告が必要です。

◆ 副反応疑い報告制度について

医師等 副反応疑い



◆ 副反応疑い報告受付サイト

副反応 報告受付



ワクチン接種を受けた方へ

# 予防接種 健康被害 救済制度



予防接種は、感染症を予防するために重要なものですが、極めてまれではあるものの、健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が起こることがあります。

副反応による健康被害をなくすことはできないことから、**予防接種法**において、**医療費や年金などの給付が受けられる制度が設けられています。**

※ワクチン接種による健康被害であったかどうかを個別に審査し、ワクチンの接種による健康被害と認められた場合に給付をします。

詳しくは、予防接種を受けたときに住民票を登録していた市町村にご相談ください。

予防接種 救済 検索

予防接種健康被害救済制度の詳細な情報については、厚生労働省のホームページをご覧ください。



## 給付の流れ

予防接種を受けたときに住民票を登録していた市町村に、申請書類をご提出いただきます。ご提出いただいた資料をもとに、市町村、厚生労働省が必要書類などの確認をします。その資料に基づいて、予防接種・感染症・法律などの外部の専門家により構成される疾病・障害認定審査会で、ワクチン接種による健康被害であったかどうか因果関係を判断する審査が行われます。

審査の結果を受け、市町村から、支給できるかどうかをお知らせします。



(※) 救済給付の決定に不服がある時は、都道府県知事に対し、審査請求をすることができます。

予防接種の副反応には、ワクチンを接種した後に起こる発熱、接種部位の発赤・腫脹（はれ）などの比較的よく見られる軽い副反応や、脳炎や神経障害などの極めてまれに起こる健康被害と考えられる副反応があります。

ワクチンを接種した後に起こった症状は、ワクチンの接種が原因ではなく、偶然、ワクチンの接種と同時期にかかった感染症などが原因であることがあります。

## 給付の種類

### 医療機関で医療を受けた場合

医療費及び医療手当

### 障害が残ってしまった場合

障害児養育年金(18歳未満)  
または  
障害年金(18歳以上)

### 亡くなられた場合

死亡一時金、遺族年金、遺族一時金、葬祭料

高齢者のインフルエンザ、肺炎球菌感染症、新型コロナウイルス感染症（ただし令和6年度以降のワクチン接種に限る。）および帯状疱疹に対するワクチン接種の場合には請求期限があります。また、医療費・医療手当については入院相当の場合に限ります。